

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

私立学校教職員共済法第33条が準用する国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 7 日

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 福 原 紀 彦



記

公 売 の 方 法	期間入札
公売参加の申込期間	令和 8 年 9 月 18 日 午後 1 時から令和 8 年 10 月 6 日 午後 11 時まで
公売参加の申込場所	KSI官公庁オークション(インターネット公売)
入 札 期 間	令和 8 年 10 月 13 日 午後 1 時から令和 8 年 10 月 20 日 午後 1 時まで
公売保証金の納付期限	令和 8 年 10 月 7 日 午後 1 時まで
必要書類の提出期限	令和 8 年 10 月 7 日 午後 1 時まで
開 札 の 日 時	令和 8 年 10 月 20 日 午後 1 時 5 分
開 札 の 場 所	KSI官公庁オークション(インターネット公売)
売却決定の日時	令和 8 年 11 月 10 日 午前 10 時
売却決定の場所	日本私立学校振興・共済事業団のホームページまたは掲示場
買受代金の納付期限	令和 8 年 11 月 10 日 午後 2 時 30 分
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。
権 利 移 転 に 伴 う 費 用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内 容 の 申 し 出	売却財産に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を日本私立学校振興・共済事業団 業務部掛金課徴収係に申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条または108条に抵触しない者
そ の 他 公 売 条 件 等	別紙「公売公告別紙1」及び「日本私立学校振興・共済事業団インターネット公売ガイドライン」のとおり(本事業団のホームページにも掲載しています。)
公 売 財 産 の 表 示	} 別紙「物件明細書」のとおり
公 売 保 証 金	
見 積 価 額	

※公売公告及び物件明細書は、本事業団入口受付に備えてあります。また、公売公告及びガイドラインは、本事業団ホームページにも掲載しています。